

## 昭和三十七年政令第二百五十五号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令  
内閣は、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第三条第一項、第五条、第六条、第九条、第十三条、第十四条及び附則第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導が行われる場合における教諭等の数の算定）

**第一条** 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第九条第二項の政令で定める数は、都道府県又は市町村の教育委員会が公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において行われる教科又は科目の特質に応じた少数の生徒により構成される集団を単位とした指導に係る授業時数及び生徒の数その他の事情を勘案して教諭等（同条第一項に規定する教諭等をいう。第三条において同じ。）を置くことについての配慮を必要とすると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

**第二条** 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

項目 特別の事情	加減する数	当該学科の生徒の収容定員が三百二十一人	
		イ	ロ
一 農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科の生徒の収容定員が三百二十一人以上であること。	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から三百二十一を減じて得た数を百二十で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、切り捨てる。以下この表において同じ。）との合計数	当該学科の数に一を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から三百二十一を減じて得た数を百二十で除して得た数との合計数	当該学科の数に一を乗じて得た数と当該学科の生徒の収容定員の数から三百二十一を減じて得た数を百二十で除して得た数との合計数
二 農業又は工業に関する専門教育を行うため必要な施設で、次のイ又はロに掲げるものに置いていること。 イ 家畜若しくは家きんの飼育施設で、その延べ面積が五百三十二・二三平方メートルを超えるもの又は温室で、その延べ面積が八百二十九・七五平方メートルを超えるもの ロ 機械実習（機械工作、仕上組立て、鍛造、木型工作、鋳造、原動機実験、機械材料試験、機械精密測定及び板金工作をいう。）のための施設で、その延べ面積が千六百四十二・九八平方メートルを超えるもの	法第十二条の規定により算定した数に加える数 当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えるものの数に二を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えないものの数に一を乗じて得た数との合計数	当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えるものの数に二を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えないものの数に一を乗じて得た数との合計数	当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えるものの数に二を乗じて得た数と当該施設で、その延べ面積が中欄イ又はロに掲げる施設ごとの面積に百分の百三十を乗じて得た面積を超えないものの数に一を乗じて得た数との合計数
三 農業に関する学科について、農業経営者の育成を目的とし、かつ、当該学科に属する生徒に対し半年以上の宿泊を伴う教育を行っていること。	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数、当該学科で当該宿泊を伴う教育を二年以上行うものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数並びに当該学科を置く高等学校で寄宿する生徒の数が五十人以下の寄宿舎を置くものの数に一を乗じて得た数の合計数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に三を乗じて得た数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に三を乗じて得た数
四 水産に関する専門教育を行うため必要な船舶で、総トン数百五十トンを超えるものを置いていること。	法第十二条の規定により算定した数に加える数 当該船舶の数に二を乗じて得た数	当該船舶の数に二を乗じて得た数	当該船舶の数に二を乗じて得た数
五 農業、水産又は工業に関する学科について、学科の新設又は生徒の募集停止等のため当該学科に属する生徒のうち一以上の学年の生徒が欠けていること（次項に該当するものを除く。）。	法第十二条の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数
六 農業、水産又は工業に関する学科について、当該学科に係る授業を分校のみにおいて行つていること。	法第十二条の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数
2 法第二十二条第二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学校の種類等に応じ同表の第四欄に掲げる数とする。	法第十二条の規定により算定した数から減ずる数 当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数	当該学科の数に一を乗じて得た数
同表の第四欄に掲げる数とする。	加減する数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数
一 高等学校 商業に関する学科で情報処理に係るもの	イ 法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数	当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数

イ 法第九条の規定により算定した数に加える数  
当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数

当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数

情報に関する専門教育を主とする学科	(1) 全日制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数	イ 法第九条の規定により算定した数に加える数の合計数に二を乗じて得た数との合計数	ロ 法第十一条の規定により算定した数に加える数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が八十人以下のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数との合計数
福祉に関する専門教育を主とする学科	(1) 四十一人から二百人までの課程	(1) 四十人以下の課程	(1) 四十一人から二百人までの課程
美術、音楽又は体育に関する専門教育を主とする学科	(1) 三百二十一人から六百八十人までの課程	(1) 三百二十一人から三百二十人までの課程	(1) 三百二十一人から三百二十人までの課程
理数に関する専門教育を主とする学科	(1) 六百八十一人から千百六十人までの課程	(1) 六百八十一人から千百六十人までの課程	(1) 六百八十一人から千百六十人までの課程
厚生に関する専門教育を主とする学科で衛生看護に係るもの	(1) 千百六十一人以上の課程	(1) 百二十人以下の課程	(1) 百二十人以下の課程
(1) 四十一人から五百六十人までの課程	(1) 五百六十一人以上の課程	(1) 五百六十一人以上の課程	(1) 五百六十一人以上の課程

項特別の事情	4 法第二十二条第四号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げるとおりとする。	加減する数		
			(2) 三百二十一人から三百三十人までの課程 三 (3) 三百二十一人から六百八十人までの課程 四 (4) 六百八十一人から千百六十人までの課程 五 (5) 千百六十一人以上の課程 六	□ 定時制の課程について、次に掲げる当該学科の生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の数に当該区分に応じそれぞれ次に定める数を乗じて得た数の合計数
二特別支援学校の高等部	3 法第二十二条第三号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。	加減する数	(1) 百二十一人から二百人までの課程 一 (2) 二百一人から二百八十人までの課程 二 (3) 二百八十一人から四百四十人までの課程 三 (4) 四百四十一人から千八十九人までの課程 四 (5) 千八十一人以上の課程 五	法第九条の規定により算定した数に加える数 生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数
一公立の高等学校	3 法第二十二条第三号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。	加減する数	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数	法第九条の規定により算定した数に加える数 生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数
三公立の高等学校	3 法第二十二条第三号の政令で定める特別の指導は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の中欄に掲げる特別の指導の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。	加減する数	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数	法第九条の規定により算定した数に加える数 当該学科を置く全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数と当該学科でその生徒の収容定員が三百二十一人以上のものを置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに当該学科の生徒の収容定員の数から二百一を減じて得た数を百二十で除して得た数の合計数とを合計した数



(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(法附則第十一項の政令で定める数)

2 法附則第十一項の政令で定める数は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るために当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数等を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

附 則

1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

（昭和四一年三月三一日政令第九〇号）抄  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則

（昭和四三年三月三〇日政令第五一号）  
この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則

（昭和四四年四月一日政令第七五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和四五年三月二七日政令第二五号）  
この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則

（昭和四六年三月二九日政令第四八号）  
この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則

（昭和四七年三月三一日政令第六〇号）  
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（附 則）  
(昭和四九年六月二二日政令第二二〇号)抄  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。  
(高等学校教職員定数の標準に関する経過措置)

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八項の政令で定める高等学校教職員定数の標準となる数は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する者をいう。以下この項において同じ。）の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数とこの政令による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条第三項に定めるところにより文部大臣が定める数（以下「研修等定数」という。）との合計数とする。ただし、改正法附則第九項に該当する都道府県又は市町村の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員の数は、当該合計数に同項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数を加えた数とし、同項に該当した都道府県又は市町村が同項に該当しないこととなる場合における当該都道府県又は市町村の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員の数は、当該合計数に附則別表の四の項に掲げる算式により算定した数を加えた数とする。

二 通信制の課程に係る教職員の数は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と研修等定数との合計数とする。

3 改正法附則第八項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間は、附則別表の三の項に掲げる算式により算定した数と研修等定数との合計数とする。

(端数計算)

4 前二項の規定により算定する場合（附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数、通信制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乘すべき数を算定する場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

（非常勤講師に関する特例）

5 公立の高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、改正法附則第八項の政令で定める数は、附則第二項及び第三項の規定にかかるらず、附則第二項又は第三項の規定により算定した数から、新令第五条に定めるところにより、それぞれ、非常勤の講師に係る数を減じた数とすることができる。

附 則別表

項目	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数× $\left( \frac{a}{A} + \left( 1 - \frac{a}{A} \right) \times \left( \frac{13}{20} \right) \right)$
二	通信制課程教職員新法定数× $\left( \frac{b}{B} + \left( 1 - \frac{b}{B} \right) \times \left( \frac{13}{20} \right) \right)$

備考	この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
一 全日制・定時制課程教職員新法定数	法第七条に定めるところにより算定した数（附則第二項第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、法第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めるところにより算定した数の合計数とする。二において同じ。）から通信制課程教職員新法定数と研修等定数との合計数を減じた数
二 A 昭和四十九年五月一日現在により、法第七条に定めるところにより算定した数からBの数と研修等定数との合計数を減じた数	昭和四十九年五月一日現在により、法第七条に定めるところにより算定した数からBの数と研修等定数との合計数を減じた数
三 a 昭和四十九年五月一日現在により、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めるところにより算定した数の合計数と改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数とを合計した数（附則第二項第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、旧法第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めた数の合計数）からbの数を減じた数	昭和四十九年五月一日現在により、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めるところにより算定した数の合計数と改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数とを合計した数（附則第二項第一号ただし書に規定する都道府県又は市町村にあつては、旧法第八条、第九条、第十一条及び第十二条に定めた数の合計数）からbの数を減じた数
四 通信制課程教職員新法定数	法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数
五 B 昭和四十九年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数	昭和四十九年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第四号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数
六 b 昭和四十九年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同条第五号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数	昭和四十九年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同条第五号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数
七 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数	法第十五条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数
八 C 昭和四十九年五月一日現在により、法第十五条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数	昭和四十九年五月一日現在により、法第十五条に定めるところにより算定した数から研修等定数を減じた数
九 d 高等学校養護教諭等新法定数	改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数
十 d 改正法附則第九項に規定する養護教諭等旧高校標準法定数	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数×(—(c/C)+(1-(c/C))×(13/20)) d+(高等学校養護教諭等新法定数-d)×(13/20)

## 附則別表

項	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数× $(\frac{a}{A}) + (1 - \frac{a}{A}) \times (703 / 1000)$
二	通信制課程教職員新法定数× $(\frac{b}{B}) + (1 - \frac{b}{B}) \times (703 / 1000)$
三	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数× $(\frac{c}{C}) + (1 - \frac{c}{C}) \times (717 / 1000)$

備考 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に定めるところにより算定した数から通信制課程教職員新法定数と研修等定数との合計数を減じて得た数

二 A 昭和五十五年五月一日現在により法第七条に定めるところにより算定した数からBの数と改正法の施行の日から昭和五十六年三月三十日までの間の高等学校教職員定数標準に係る研修等定数として定められた数との合計数を減じて得た数

三 a 昭和五十五年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第七条に定めるところにより算定した数からbの数を減じて得た数

四 通信制課程教職員新法定数 法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数を合計した数

五 B 昭和五十五年五月一日現在により、法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに同項第三号及び法第十二条第四号に定めるところにより算定した数からbの数を減じて得た数

六 b 昭和五十五年五月一日現在により、旧法第八条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程並びに同項第四号及び旧法第十二条第四号に定めるところにより算定した数

七 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く学校に係る数及び法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数のうち通信制の課程の課程のみを置く学校に係る数及び旧法第九条第一項第一号に定めるところにより算定した数

八 C 昭和五十五年五月一日現在により法第十五条に定めるところにより算定した数から研修等定数として定められた数を減じて得た数

九 c 昭和五十五年五月一日現在により旧法第十五条に定めるところにより算定した数

附 則（昭和五六年三月二七日政令第四九号）

この政令は、昭和五六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二六日政令第三四号）

この政令は、昭和五七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年三月二五日政令第三一号）

この政令は、昭和五八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年三月二二日政令第四二号）

この政令は、昭和五九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月二四日政令第一四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

1

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二七日政令第三七号）

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二七日政令第七五号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二三日政令第四八号）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月一五日政令第二二八号）抄

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二五日政令第八七号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日政令第六八号）

この政令は、平成二年三月三〇日から施行する。

附 則（平成四年四月一日政令第一〇〇号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二五日政令第四六号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年四月一日政令第一〇〇号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。



**附 則**（平成七年三月二七日政令第九五号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成八年三月二五日政令第四六号）

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年三月一九日政令第四八号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一〇年三月二七日政令第八六号）

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）

抄

（施行期日）  
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一〇年三月三一日政令第一〇九号）

（施行期日）  
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一二年六月七日政令第三〇八号）

抄

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成一三年三月三一日政令第一五五号）抄

（施行期日）  
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（高等学校等教職員定数の標準に関する経過措置）

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三項の政令で定める高等学校等教職員定数の標準となる数は、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、次項及び附則第四項の規定により算定した数の合計数とする。

3 公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の全日制の課程及び定時制の課程に係る教職員（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の数は、附則別表の一の項に掲げる算式により算定した数、改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第二条に規定するところにより文部科学大臣が定める数（以下「指導方法改善定数」という。）並びに全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る新令第三条第三項から第五項までに規定するところにより文部科学大臣が定める数の合計数（以下「研修等定数」という。）を合計した数とする。

4 公立の高等学校の通信制の課程に係る教職員の数は、法第八条に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程のみを置く高等学校に係る数、法第九条第一項第一号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数、同項第六号に規定するところにより算定した数のうち通信制の課程に係る数並びに法第十二条第四号に規定するところにより算定した数（以下「通信制課程教職員定数」という。）とする。

（特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置）

5 改正法附則第三項の政令で定める特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準となる数は、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間は、附則別表の二の項に掲げる算式により算定した数と特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数との合計数とする。

（端数計算）

6 附則第三項及び前項の規定により教職員の数を算定する場合（附則別表の算式中全日制・定時制課程教職員新法定数及び特殊教育諸学校高等部教職員新法定数に乘すべき数を算定する場合を除く。）において、一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。

附則別表

項目	算式
一	全日制・定時制課程教職員新法定数× $(a/A) + (1 - (a/A)) \times (4/5)$
二	特殊教育諸学校高等部教職員新法定数× $(b/B) + (1 - (b/B)) \times (4/5)$

備考 この表における算式中次に掲げる用語又は記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

一 全日制・定時制課程教職員新法定数 法第七条に規定するところにより算定した数から通信制課程教職員定数、指導方法改善定数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数の合計数を減じて得た数

二 A 平成十三年五月一日現在により法第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数並びに平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の指導方法改善定数として定められた数と高等学校の全日制の課程及び定時制の課程の教職員に係る研修等定数として定められた数との合計数を合計した数を減じて得た数

三 a 平成十三年五月一日現在により改正法第二条の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「旧法」という。）第七条に規定するところにより算定した数から、平成十三年五月一日現在の通信制課程教職員定数（平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の高等学校の通信制の課程の教職員に係る研修等定数として定め

られた数を除く。)と平成十三年五月一日現在により改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第五条第五項の表の五の項の規定の例により文部科学大臣が定めた数との合計数を減じて得た数

四 特殊教育諸学校高等部教職員新法定数 法第十五条に規定するところにより算定した数から特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数を減じて得た数

五 B 平成十三年五月一日現在により法第十五条に規定するところにより算定した数から、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る研修等定数として定められた数を減じて得た数

六 b 平成十三年五月一日現在により旧法第十五条に規定するところにより算定した数

**附 則（平成一四年三月二七日政令第六七号）**

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一四年三月二九日政令第八四号）**

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇六号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇七号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇六号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇七号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇六号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年三月二八日政令第一〇七号）**

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）**

この政令は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

**附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）**

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成一九年二二月二〇日政令第二九号）**

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則（平成二三年八月三〇日政令第二七九号）**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二五年二月二二日政令第三七号）**

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成二九年二月一七日政令第二二号）**

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成二九年二月一七日政令第二二号）**

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則（令和二年三月二七日政令第六一号）**

この政令は、令和二年三月二七日政令第六一号抄

**（施行期日）**

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法施行令第五条の二に一号を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則（平成三〇年三月三〇日政令第一〇〇号）**

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則（令和二年三月二七日政令第六一号）**

この政令は、令和二年三月二七日政令第六一号抄

**（施行期日）**

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年三月三〇日政令第一二九号）**

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

**（施行期日）**

この政令は、令和五年四月一日から施行する。